

第25回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

目 次

事業報告	1	連結計算書類	14
主要な事業内容		連結株主資本等変動計算書	
主要な営業所及び工場		連結注記表	
使用人の状況		計算書類	26
主要な借入先の状況		貸借対照表	
株式の状況		損益計算書	
新株予約権等の状況		株主資本等変動計算書	
会社役員の状況		個別注記表	
会計監査人の状況		監査報告	36
業務の適正を確保するための体制		連結計算書類に係る会計監査報告	
及び当該体制の運用状況		会計監査報告	
会社の支配に関する基本方針		監査役会の監査報告	
剰余金の配当等の決定に関する基本方針			

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

(1) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

事業区分	事業内容
新領域事業	非線形光学結晶、電気光学デバイスの研究・開発・製造・販売 理化学用途向け単結晶・光部品・レーザ・光学測定装置の開発・製造・販売
半導体事業	半導体のウエハ検査装置向け単結晶・レーザの開発・製造・販売
ヘルスケア事業	PET検査装置向けシンチレータ単結晶の開発・製造・販売

(2) 主要な営業所及び工場 (2025年2月28日現在)

株式会社オキサイド	当社	本社、第1・2・4工場	山梨県北杜市
		第3工場	山梨県北杜市
		第6工場	山梨県北杜市
		横浜事業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
Raicol Crystals Ltd.	子会社	本社、工場	イスラエル ロッシュ・ハイン市
株式会社オキサイドパワークリスタル	子会社	本社、工場	山梨県北杜市

(3) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
402名	7名増

- (注) 1. 使用人数は、正社員、パート社員及び有期契約社員を含む就業人員数であります。なお、臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは、光学事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
302名	2名増	40.4歳	4.7年

(4) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	3,727百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,752
株式会社商工組合中央金庫	1,676
株式会社山梨中央銀行	1,145
B a n k L e u m i	624
株式会社りそな銀行	405
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社三井住友銀行	283

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月18日に、株式会社オキサイドパワークリスタルを設立し、2024年12月1日付で当社のパワー半導体向け材料及び関連製品の研究開発・製造販売等に関する事業を当社子会社の株式会社オキサイドパワークリスタルに承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

株式の状況 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,228,823株 (自己株式796株を含む)

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数は13,098株増加しております。
 2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は210,200株増加しております。

- (3) 株主数 11,152名
 (4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ケーエルエー・テンコール株式会社	950,000株	8.46%
古 川 保 典	854,600	7.61
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社	670,000	5.96
N T T ファイナンス株式会社	500,000	4.45
KLA-TENCOR(SINGAPORE)PTE, LTD	410,000	3.65
KT VENTURE GROUP II, L.L.C.	251,000	2.23
株 式 会 社 ニ コ ン	250,000	2.22
レ ー ザ ー テ ッ ク 株 式 会 社	250,000	2.22
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	200,000	1.78
株 式 会 社 内 藤 ハ ウ ス	200,000	1.78
株 式 会 社 島 津 製 作 所	200,000	1.78

(注) 持株比率は自己株式 (796株) を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年1月21日	2016年9月20日
新 株 予 約 権 の 数		69個	193個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 69,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 193,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 550,000円 (1株当たり 550円)	新株予約権1個当たり 550,000円 (1株当たり 550円)
権 利 行 使 期 間		2018年1月23日から 2025年12月22日まで	2018年9月22日から 2026年8月21日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 69,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 193個 目的となる株式数 193,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年9月26日	2018年8月9日
新 株 予 約 権 の 数		472個	217個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 472,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 217,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 550,000円 (1株当たり 550円)	新株予約権1個当たり 550,000円 (1株当たり 550円)
権 利 行 使 期 間		2019年9月28日から 2027年8月27日まで	2020年8月11日から 2028年7月10日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 472個 目的となる株式数 472,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 114個 目的となる株式数 114,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2020年11月9日開催の取締役会決議により、2020年11月27日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割、及び2022年12月14日開催の取締役会決議により、2023年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、社外派遣役員、管理職従業員、またそれらの法定相続人が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者が犯罪行為若しくは法令違反と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の中村二郎氏は、当社の株主であるエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社のグリーン&プロダクト・イノベーション事業本部ビジネスユニット長兼マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス部門 光ビジネス部門 部門長、NTT-AT クリエイティブ株式会社の取締役であります。なお、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社と当社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であります。NTT-AT クリエイティブ株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役の為近恵美氏は、国立大学法人横浜国立大学地域連携推進機構成長戦略教育研究センターの教授 兼 総合学術高等研究院 半導体・量子集積エレクトロニクス研究センター 副センター長、並びに横浜バイオテクノロジー株式会社及び株式会社 UNTRACKEDの監査役であります。なお、国立大学法人横浜国立大学と当社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の売上高の0.1%未満であります。それ以外には、当社との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役小坂義人氏は、信越化学工業株式会社の監査役であります。なお、信越化学工業株式会社と当社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の仕入高の0.1%未満であります。
- ・社外監査役田中良幸氏は、ダイニッカ株式会社の社外取締役であります。ダイニッカ株式会社と当社との特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中村 二郎	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち書面決議3回を除く14回全てに出席いたしました。</p> <p>主に事業企画の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に光学分野の業界動向について専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 為近 恵美	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち書面決議3回を除く14回全てに出席いたしました。</p> <p>主に技術系ベンチャー企業のアントレプレナーシップ研究等学術分野の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営全般や中長期における事業戦略について専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 Gareth C.W. Jones	<p>2024年5月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち書面決議3回を除く11回全てに出席いたしました。</p> <p>主にグローバルな知見を基に、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に長年の光学単結晶分野における豊富な経営経験から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 小坂 義人	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち書面決議3回を除く14回全て及び監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての豊富な経験と専門知識及び上場会社の監査役の経験を基に、主に財務・会計等に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。</p>
社外監査役 田中 良幸	<p>2024年5月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち書面決議3回を除く11回全てに、また、監査役会10回のうち10回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と専門知識を基に、主に法律に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。</p>

会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度の監査報酬には、上記の他、前事業年度の監査に係る追加の監査報酬が3百万円あります。
4. 当社の子会社であるRaicol Crystals Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社グループは、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針を制定しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。なお、内部統制に関する基本方針は、以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回以上開催する。
- ② 取締役は、取締役会及びその他の重要な会議において、情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- ③ 監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行う。
- ④ 「法令遵守規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行う。
- ⑤ 監査役及び内部監査担当は、情報交換等連携し、当社及び子会社における職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- ⑥ 「内部通報規程」に基づき社内外（総合企画本部総合企画グループ・内部監査室・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、法令違反等に対する内部通報体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ② 社内規程等は、必要に応じて適時見直し改善を図る。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会及びその他の重要な会議において、当社及び子会社の各取締役、経営幹部及び使用人は、業務執行に関わる重要な情報の報告を行う。
- ② 「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長は、リスク管理の総括責任者として、各担当取締役及び担当部門と連携しながら、当社及び子会社におけるリスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ③ 有事の際は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長が緊急対策本部長となり、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとることができる体制とする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ② 経営及び業務執行に必要な情報については、ITを活用し迅速かつ確に各取締役が共有する。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制
- ① 当社及びその子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上及び業務の適正を確保することに努める。但し、外国子会社については、適用される外国の法令・慣習等を勘案し、適切な方法により体制整備に努める。
 - ② 子会社の経営の自主性及び独立性を保持しつつ、子会社の適正な経営管理を行う。また、当社の監査役と子会社の役員との情報交換を図るとともに、子会社の内部監査の実施等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視する。
- (6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (7) 当社及びその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 「監査役監査規程」に基づき監査役は、取締役会以外にも業務執行の重要な会議へ出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けることができる体制とする。
 - ② 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、当社及びその子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
 - ④ 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告をした者に対し不利な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制とする。
- ② 会計監査を依頼する監査法人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制とする。
- ③ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払又は償還を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の業務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当連結会計年度において、取締役会は17回（うち、書面決議3回）開催しており、経営上の意思決定を行っております。

また、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2) 監査役の職務執行

当連結会計年度において、監査役会は13回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。

また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査・監督しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の強化を推進しております。

具体的には、代表取締役社長（COO）が中心となり、取締役、監査役、各部門責任者と情報交換及び連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、必要に応じて、顧問弁護士、監査法人等の外部専門家及び関係当局からの助言を受け体制を構築しております。

さらに、法令違反や不正行為等の防止及び早期発見を図るため、内部通報制度を導入し、総合企画本部総合企画グループ、内部監査室及び外部の顧問弁護士事務所を窓口と定めており運用しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針は定めておりませんが、当社グループの企業価値や株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、当社として適切と考えられる措置を講じてまいります。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。こうした方針により、内部留保の充実を図るため設立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。

現在の当社グループの規模や成長ステージにおいては、事業拡大のための再投資を行うことが、株主の皆様の将来の利益につながるとの判断から、当面は配当を実施せず、研究開発の推進や事業拡大のための設備及び人材投資を実施していく方針であります。

なお、内部留保金につきましては、成長性、収益性の高い事業への投資と共に、既存事業の効率化、活性化のための投資及び人材育成等に活用してまいります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社グループは、会社法第454条第5項に基づき、取締役会決議により毎年8月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,177,014	3,633,837	652,271	△1,591	7,461,530
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,542	16,542			33,085
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	113,720	113,720			227,440
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△2,703,613		△2,703,613
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	130,262	130,262	△2,703,613	-	△2,443,087
当 期 末 残 高	3,307,277	3,764,099	△2,051,342	△1,591	5,018,443

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	962	147,932	148,895	7,610,426
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				33,085
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				227,440
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△2,703,613
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△47	245,591	245,544	245,544
当 期 変 動 額 合 計	△47	245,591	245,544	△2,197,543
当 期 末 残 高	914	393,524	394,439	5,412,882

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 Raicol Crystals Ltd.
株式会社オキサイドパワークリスタル
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度において、株式会社オキサイドパワークリスタルを新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の内、Raicol Crystals Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等

- ・デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品、製品、仕掛品、原材料 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等は支出時に費用としております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定として計上しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 修繕引当金

ヘルスケア事業で使用される坩堝の改鑄に備えて、当該改鑄見込額のうち当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

ニ. 製品保証引当金

販売済み製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

ホ. 従業員株式報酬引当金

株式報酬規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

製品の販売については、原則として製品の支配が顧客に移転された時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付作業を付帯した製品の販売については、据付後検収した時点で顧客が当該製品の支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収基準にて収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「土地」は188,068千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」及び「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差益」は31,061千円、「助成金収入」は1,921千円であります。

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「補助金収入」は2,979千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 修繕引当金

① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額 125,440千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

ヘルスケア事業で使用される坩堝の改鑄に備えて、当該改鑄見込額のうち当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、改鑄に至るまでの結晶育成回数及び、改鑄に要する費用となり、これらを用いて改鑄費用の見積りを行っております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、改鑄に至るまでの結晶育成回数や改鑄に要する費用に変動が生じ、改鑄費用の実績が見積りと乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、修繕引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品保証引当金

① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額 121,271千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

販売済み製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

ロ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

製品保証引当金の見積りにおける主要な仮定は、無償修理の対象となる製品1台当たりの修理費用であり、無償修理の対象となる製品の数は、取引先との協議状況や過去の実績を基に見積もっております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、将来の状況の変化により見積りと実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において製品保証引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	5,459千円
建物及び構築物	632,221千円
土地	87,745千円
計	725,426千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	553,086千円
長期借入金	3,547,586千円
計	6,300,673千円

(2) コミットメントライン契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	4,302,385千円
借入実行残高	2,900,000千円
差引額	1,402,385千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 4,696,893千円

(4) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額

機械装置及び運搬具	163,776千円
有形固定資産「その他」	9,187千円
無形固定資産「その他」	193千円
計	173,157千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	11,005,525	223,298	—	11,228,823
合計	11,005,525	223,298	—	11,228,823
自己株式				
普通株式 (注) 2	467	329	—	796
合計	467	329	—	796

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加223,298株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加13,098株、新株予約権の権利行使による新株発行による増加210,200株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加329株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 951,000株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、新株発行及び社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金・未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

なお、外貨建ての営業債権及び債務取引については先物為替予約、通貨オプションによりリスクを一部ヘッジしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

市場リスク（為替の変動リスク）の管理

在外子会社において、外貨建ての債権債務について、先物為替予約及び通貨オプションを一部利用してヘッジしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	154,500	154,645	145
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	7,314,734	7,315,988	1,253
負債計	7,469,234	7,470,634	1,399
(3) デリバティブ取引 (注) 3	25,651	25,651	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	68,171

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	25,651	－	25,651
合計	－	25,651	－	25,651

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
社債(1年内償還予定を含む)	－	154,645	－	154,645
長期借入金(1年内返済予定を含む)	－	7,315,988	－	7,315,988
合計	－	7,470,634	－	7,470,634

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債

元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	製品及びサービスごとの情報			合計
	新領域事業	半導体事業	ヘルスケア事業	
日本	328,922	790,433	108,898	1,228,254
米国	567,866	584,970	1,113,933	2,266,770
中国	569,871	2,889,048	—	3,458,920
その他海外	994,338	409,061	3,200	1,406,600
顧客との契約から生じる収益	2,460,999	4,673,514	1,226,031	8,360,546
その他の収益	3,905	30,400	—	34,305
外部顧客への売上高	2,464,904	4,703,914	1,226,031	8,394,851

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	219,238
契約負債（期末残高）	433,394

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 482円09銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失(△) | △243円91銭 |

9. その他の注記

(減損損失)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
イスラエル	その他	のれん	1,582,713
	事業用資産	顧客関連資産	1,133,654
		仕掛研究開発資産	6,770

当社グループは、事業用資産については、事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングを行っており、のれんについては、会社単位でグルーピングを行っております。

当社連結子会社であるRicol Crystals Ltd.の株式取得により生じたのれん等について、買収時に見込んだ事業計画を下回って推移しており、当初想定していた事業計画の達成が困難であると判断したことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,723,138千円を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、その算定にあたっては将来キャッシュ・フローを13.6%で割り引いて算定しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 パワー半導体向け材料及び関連製品の研究開発・製造販売等に関する事業

事業の内容 単結晶関連製品、光センサおよび光計測機器、レーザ装置の製造販売・研究開発等

② 企業結合日

2024年12月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社オキサイドパワークリスタルを承継会社とする簡易吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社オキサイドパワークリスタル(当社の連結子会社)

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、次世代パワー半導体材料として溶液法SiCウエハなどの事業化に取り組んでおります。

次世代パワー半導体の基板は、現在海外メーカーがシェアの大部分を有しており、日本メーカーの空白地帯です。このため、経済産業省を中心に国を挙げて支援を進めており、当社は空白地帯の次世代パワー半導体基板分野への参入を目指しております。当社が事業化に取り組む溶液法は、従来の昇華法に比べ、原理的に欠陥が少なく高品質な単結晶育成が可能です。

当該事業の子会社化は、機動的な経営判断を可能にし、他社との連携による製造バリューチェーン構築の早期化に貢献します。また、当該事業に係る資金調達を選択肢を拡大させます。

このように、事業環境の変化に対応しつつ、当該事業化を更に加速させる目的で新設した当社100%出資の連結子会社「株式会社オキサイドパワークリスタル」に、パワー半導体向け材料及び関連製品の研究開発・製造販売等に関する事業を本会社分割により承継いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,438,730	流動負債	5,664,205
現金及び預金	1,967,030	買掛金	219,355
電子記録債権	25,619	短期借入金	2,900,000
売掛金	1,353,457	1年内償還予定の社債	4,500
製品	434,752	1年内返済予定の長期借入金	921,921
仕掛品	1,542,151	リース債務	1,231
原材料及び貯蔵品	808,410	未払金	536,873
前払費用	65,869	未払費用	168,501
前渡金	2,642	未払法人税等	64,526
その他	238,795	契約負債	421,661
固定資産	10,068,155	前受金	43,547
有形固定資産	6,083,272	預り金	52,573
建物	1,535,340	賞与引当金	100,654
構築物	8,359	修繕引当金	125,440
機械及び装置	2,197,977	製品保証引当金	95,822
工具、器具及び備品	745,903	その他	7,596
土地	179,766	固定負債	5,929,445
リース資産	2,185	社債	150,000
建設仮勘定	1,233,600	長期借入金	5,768,537
その他	180,141	リース債務	1,128
無形固定資産	86,856	従業員株式報酬引当金	9,780
ソフトウェア	58,410	負債合計	11,593,651
その他	28,445	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,898,026	株主資本	4,912,319
投資有価証券	68,171	資本金	3,307,277
関係会社株式	1,293,249	資本剰余金	3,764,099
出資	10	資本準備金	3,764,099
関係会社長期貸付金	2,135,617	利益剰余金	△2,157,466
長期前払費用	34,584	その他利益剰余金	△2,157,466
繰延税金資産	193,319	繰越利益剰余金	△2,157,466
その他	173,072	自己株式	△1,591
資産合計	16,506,885	評価・換算差額等	914
		その他有価証券評価差額金	914
		純資産合計	4,913,234
		負債純資産合計	16,506,885

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,920,845
売上原価	4,354,461
売上総利益	2,566,384
販売費及び一般管理費	2,134,869
営業利益	431,515
営業外収益	
受取利息	37,941
補助金収入	2,323
助成金収入	81,822
その他の	8,885
合計	130,972
営業外費用	
支払利息	101,711
支払手数料	33,997
その他の	23,338
合計	159,047
経常利益	403,440
特別利益	
補助金収入	5,196
固定資産売却益	420
特別損失	
固定資産圧縮損	5,009
固定資産売却損	0
関係会社株式評価損	3,261,797
棚卸資産廃棄損	364,443
合計	3,631,250
税引前当期純損失 (△)	△3,222,193
法人税、住民税及び事業税	30,177
法人税等調整額	19,537
当期純損失 (△)	△3,271,908

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,177,014	3,633,837	3,633,837	1,114,442	1,114,442	△1,591	7,923,702
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	16,542	16,542	16,542				33,085
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	113,720	113,720	113,720				227,440
当 期 純 損 失 (△)				△3,271,908	△3,271,908		△3,271,908
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	130,262	130,262	130,262	△3,271,908	△3,271,908	-	△3,011,382
当 期 末 残 高	3,307,277	3,764,099	3,764,099	△2,157,466	△2,157,466	△1,591	4,912,319

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	962	962	7,924,664
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			33,085
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			227,440
当 期 純 損 失 (△)			△3,271,908
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△47	△47	△47
当 期 変 動 額 合 計	△47	△47	△3,011,430
当 期 末 残 高	914	914	4,913,234

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - 子会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- ② デリバティブ等
 - デリバティブ 時価法

- ③ 棚卸資産
 - 製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
機械及び装置	2～9年
工具、器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担分を計上しております。

③ 修繕引当金

ヘルスケア事業で使用される坩堝の改鑄に備えて、当該改鑄見込額のうち当事業年度末に負担すべき額を計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済み製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、当事業年度末に負担すべき額を計上しております。

⑤ 従業員株式報酬引当金

株式報酬規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

製品の販売については、原則として製品の支配が顧客に移転された時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付作業を付帯した製品の販売については、据付後検収した時点で顧客が当該製品の支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収基準にて収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「設備前渡金」（当事業年度は149,179千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「助成金収入」は1,921千円であります。

前事業年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「補助金収入」は2,979千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 修繕引当金

① 当事業年度末の計算書類に計上した金額

修繕引当金	125,440千円
-------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 修繕引当金】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 製品保証引当金

① 当事業年度末の計算書類に計上した金額

製品保証引当金	95,822千円
---------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 製品保証引当金】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) Raicol Crystals Ltd.に対する関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末（うち、Raicol Crystals Ltd.に関する金額）

関係会社株式	461,842千円
関係会社長期貸付金	2,135,617千円
関係会社株式評価損	3,261,797千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

Raicol Crystals Ltd.に対する関係会社株式の評価に関して、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮した上で、減損処理を実施することとしております。関係会社長期貸付金は、関係会社の財政状態に基づき個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。

ロ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

Raicol Crystals Ltd.に対する関係会社株式の実質価額が著しく下落した場合における回復可能性の判断は、事業計画を基礎として行われております。また、関係会社長期貸付金の回収可能性の評価は、関係会社の財政状態及び経営成績に基づいて行われますが、これらは事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに影響を受ける場合があります。事業計画には、過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

当該見積りは、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、将来の事業計画は予測困難な事象の発生に影響を受ける可能性があり、これらの変化がある場合には関係会社株式評価損、関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金が計上され、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	632,221千円
土地	87,745千円
計	719,966千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	518,873千円
長期借入金	3,520,194千円
計	6,239,067千円

(2) コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	4,300,000千円
借入実行残高	2,900,000千円
差引額	1,400,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

	2,979,265千円
--	-------------

(4) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額

機械及び装置	156,789千円
工具、器具及び備品	7,465千円
有形固定資産「その他」	411千円
ソフトウェア	－千円
計	164,666千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	26,002千円
長期金銭債権	2,135,617千円
短期金銭債務	2,405千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

18,437千円

仕入高

38,737千円

営業取引以外の取引高

26,657千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	467	329	-	796

(注) 普通株式の自己株式の増加は、譲渡制限付株式の無償取得329株による増加分であります。

7. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出型の中小企業退職金共済制度に加入しておりましたが、社員数の増加により加入条件から外れるため、2024年8月31日をもって脱退いたしました。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,860千円でありました。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	44,704千円
賞与引当金	30,117千円
修繕引当金	37,534千円
製品保証引当金	28,671千円
棚卸資産評価損	20,304千円
前受金	43,267千円
子会社株式評価損否認額	975,995千円
その他	49,295千円
繰延税金資産小計	1,229,890千円
評価性引当額	△1,036,180千円
繰延税金資産合計	193,709千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△390千円
繰延税金負債合計	△390千円
繰延税金資産の純額	193,319千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、生産設備及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Raicol Crystals Ltd.	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注)1	150,352	関係会社 長期貸付金	2,135,617
				資金の回収	171,176		
				固定資産の購入	183,556	—	—
				貸付金に係る 利息の受取	36,954	—	—
子会社	株式会社オキサイド パワークリスタル	所有 直接100.0%	事業譲渡 役員の兼任	事業譲渡(注)2	1,074,807	—	—
				譲渡資産合計	253,400	—	—
				譲渡負債合計	831,407	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. Racol Crystals Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 事業譲渡については、当社のパワー半導体向け材料及び関連製品の研究開発・製造販売等に関する事業を当社連結子会社である株式会社オキサイドパワークリスタルに吸収分割により承継したものであり、株式の取得については、当社が事業譲渡の対価として取得したものです。詳細は、連結注記表【9. その他の注記（企業結合等関係）】に記載しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	古川保典	被所有 直接7.63%	当社代表取締役	新株予約権(ストックオプション) の行使(注)	35,750	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 新株予約権の行使は、2015年9月24日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表【1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準】に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 437円59銭
- (2) 1株当たり当期純損失 (△) △295円18銭

13. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表【9. その他の注記（企業結合等関係）】に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社オキサイド
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 崎	剛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤	康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オキサイドの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オキサイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社オキサイド
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 崎	剛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤	康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オキサイドの2024年3月1日から2025年2月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

株式会社オキサイド 監査役会

常勤監査役 吉 田 貴 ㊟

社外監査役 小 坂 義 人 ㊟

社外監査役 田 中 良 幸 ㊟

以 上